

# 令和2年度東京支部の事業計画(案)について

---

1. 協会けんぽの事業計画の体系
2. 令和2年度 協会けんぽの事業計画概要 (案)
3. 令和2年度 東京支部の事業計画 (案)



# 1. 協会けんぽの事業計画の体系

# 保険者機能強化アクションプラン（第4期）

## ■ 協会けんぽの3ヶ年の中期的な運営方針

3ヶ年の中期的な運営方針をもとに、単年度での事業計画を策定

## 事業計画（協会全体）

### ■ 単年度の事業計画

事業計画（協会全体）をベースに、支部ごとの事業計画を策定

### 事業計画（支部ごと）

#### ■ 単年度の事業計画

### 事業計画（支部ごと）

#### ■ 単年度の事業計画

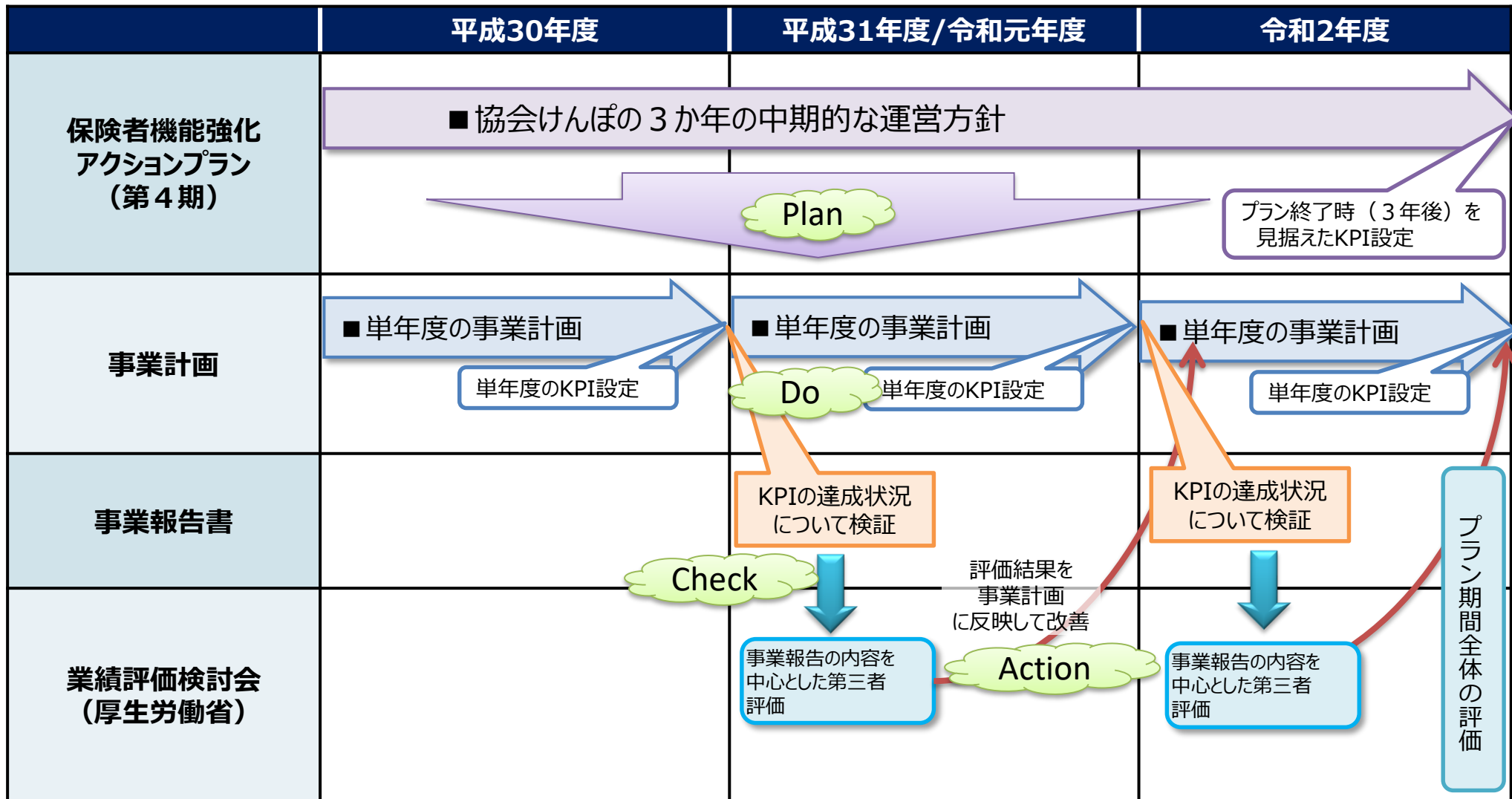
### 事業計画（支部ごと）

#### ■ 単年度の事業計画

本部

支部

# 協会けんぽの事業計画の体系②





## 2. 令和2年度 協会けんぽの事業計画概要 (案)





# 令和2年度事業計画の概要 (案)

## 令和2年度事業計画のコンセプト

- 平成30年度から保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートした。同プランでは、3年後を見据えたKPIを定めており、各年度の事業計画では、それを単年度の進捗に置き換えることとしている。令和2年度は、同プラン（第4期）の最終年度であることから、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各KPIを確実に達成することを目指す。また、検証結果を踏まえ、保険者機能強化アクションプラン（第5期）（仮称）や令和3年度の事業計画を策定する。
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）については、同計画の前半が終了することから、前半までの取組を評価する中間評価とその後の計画の見直しなど、PDCAサイクルを常に意識し、同計画における各取組を着実に推進する。
- また、令和元年度に実施した、業務改革検討プロジェクトにおいて判明した課題への対策を推進する。
- なお、新経済・財政再生計画 改革工程表2018における給付と負担の見直し等の社会保障関連の改革項目の具体化に向けた議論の状況や、国が定めるジェネリック医薬品使用割合の80%達成期限の最終年度であること等の背景事情に十分留意しつつ、取組を進める必要がある。

## （1）基盤的保険者機能

### 【目的・目標】

基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性を向上させるとともに、業務改革検討プロジェクトで判明した課題への対策を推進する。

### 【主な重点施策】

#### ● 業務改革の推進に向けた取組

・現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と効率的な業務処理体制の定着

#### ● 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進

- ・不正の疑われる申請の重点審査
- ・傷病手当金と障害年金等の併給調整の確実な実施
- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的なレセプト点検の実施

#### ● 新規返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・資格喪失処理後、すみやかな保険証返納回収の徹底と電話催告等の強化
- ・債権の早期回収と、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権回収率の向上

#### ● 被扶養者資格の再確認の徹底

・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認の確実な実施

#### ● オンライン資格確認の円滑な実施

・オンライン資格確認の円滑な施行に向けたマイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知

## (2) 戦略的保険者機能

### 【目的・目標】

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビックデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

### 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

### 【主な重点施策】

- データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
  - i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
    - ・「健診・保健指導カルテ」等を活用した効果的・効率的な受診勧奨の実施
  - ii) 特定保健指導の実施率の向上
    - ・健診当日の初回面談の更なる推進
  - iii) 重症化予防対策の推進
    - ・未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
  - iv) コラボヘルスの推進
    - ・健康宣言事業所数の更なる拡大
    - ・健康宣言事業所に対するフォローアップの強化

## (2) 戦略的保険者機能

### 【主な重点施策】

- **ジェネリック医薬品の使用促進**
  - ・支部ごとの阻害要因の分析を踏まえた医療機関・調剤薬局へのアプローチの実施
  - ・他の保険者等と連携した加入者への効果的な働きかけの推進
- **地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信**
  - ・意見発信のための体制の確保とエビデンスに基づく意見発信等の確実な実施
- **調査研究の推進**
  - ・外部有識者の意見を参考にしつつ地域差を中心に医療費等の分析の実施
  - ・統計分析研修やGIS等のツール活用推進に向けた研修等による調査研究の推進

### (3) 組織・運営体制の強化

#### 【目的・目標】

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。また、内部統制の強化及びシステム運営の強化を行う。

#### 【主な重点施策】

##### ● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・標準人員に基づく各支部の状況を踏まえた適切な人員配置の実施
- ・業務の効率化等の状況を踏まえ、契約職員も含めた標準人員の見直しの検討

##### ● OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心とした効果的な研修の組み合わせによる組織基盤の底上げ
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の仕組みについての検討

##### ● 本部機能や内部統制の強化に向けた取組

- ・本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討
- ・内部統制を強化するための体制整備の促進

##### ● システム関連の取組

- ・次期システム構想の具体化と業務効率化に資する新技術の導入
- ・オンライン資格確認等の制度改正への適切なシステム対応

##### ● ペーパーレス化の推進

- ・事務効率化による適切な人員配置のため、本部支部におけるペーパーレス化の推進のための検討

# 3. 令和2年度 東京支部の事業計画(案)





## 基本方針

### 1. 基盤的保険者機能関係

- ① サービス水準の向上
- ② 業務処理体制の「山崩し方式」に向けた取組
- ③ 現金給付の適正化の推進
- ④ 効果的なレセプト点検の推進
- ⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- ⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
- ⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、  
債権回収業務の推進
- ⑧ 限度額適用認定証の利用促進
- ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底
- ⑩ オンライン資格確認の利用率向上
- ⑪ 的確な財政運営

- ③ 広報活動を通じた加入者等の理解促進
- ④ ジェネリック医薬品の使用促進
- ⑤ インセンティブ制度の周知・理解促進
- ⑦ パイロット事業の提案
- ⑧ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等  
に向けた意見発信
  - i) 意見発信のための体制の確保
  - ii) 医療費データ等の分析
  - iii) 外部への意見発信や情報提供

### 2. 戦略的保険者機能関係

- ① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・  
医療データの提供
- ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画  
(データヘルス計画) の着実な実施
  - i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
  - ii) 特定保健指導の実施率の向上
  - iii) 重症化予防対策の推進
  - iv) コラボヘルスの推進

### 3. 組織運営体制関係

- ① OJTを中心とした人材育成
- ② 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- ③ コンプライアンスの徹底
- ④ リスク管理

# 令和2年度 KPI設定項目一覧表（1. 基盤的保険者機能関係）

事業計画	KPI設定項目	東京支部		（参考）協会全体	
		令和2年度 KPI	30年度末 実績	令和2年度 KPI	30年度末 実績
(1) サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100 %	99.99 %	100 %	99.99 %
	②現金給付等の申請に係る郵送化率	95.5 %以上	94.2 %	92.0 %以上	89.3 %
(4) 効果的なレセプト点検	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上	未確定	0.345 %	未確定	0.383 %
(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下	未確定	1.62 %	未確定	1.23 %
(7) 返納金発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	95.0 %以上	85.45 %	95.0 %以上	91.57 %
	②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）回収率を対前年度以上	未確定	41.74 %	未確定	56.16 %
	③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下	未確定	0.120 %	未確定	0.070 %
(8) 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	85.0 %以上	77.0 %	85.0 %以上	81.3 %
(9) 被扶養者資格再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.0 %以上	87.1 %	92.0 %以上	88.0 %
(10) オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率	50.0 %以上	14.8 %	50.0 %以上	37.1 %

1. 基盤的保険者機能関係

# 令和2年度KPI設定項目一覧表（2. 戦略的保険者機能関係）

	事業計画	KPI設定項目	東京支部		(参考) 協会全体		
			令和2年度 KPI	30年度 未実績	令和2年度 KPI	30年度末 実績	
2. 戦略的保険者機能関係	(2) I	特定健診受診率 事業者健診データ取得率の 向上（対象年齢40歳～74歳）	①生活習慣病予防健診受診率	49.0 %以上	40.1 %	55.9 %以上	50.9 %
			②事業者健診データ取得率	3.6 %以上	2.9 %	8.0 %以上	7.1 %
			③被扶養者の特定健診受診率	23.8 %以上	22.7 %	29.5 %以上	24.4 %
	(2) II	特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率	14.6 %以上	7.9 %	20.6 %以上	16.0 %
	(2) III	重症化予防の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.9 %以上	8.8 %	12.9 %以上	9.5 %
	(3)	加入者・事業主への広報	①広報活動における加入者理解率の平均を 対前年度以上	未確定	33.3 %	未確定	37.9 %
			②全被保険者数に占める健康保険委員が 委嘱されている事業所の被保険者数の割合	30.0 %以上	24.1 %	43.0 %以上	39.5 %
(4)	ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽ東京支部のジェネリック医薬品使用割合※ ※医科、DPC、歯科、調剤における使用割合。 () 内は調剤のみ。	79.3 %以上	74.7 (76.8) %	80.0 %以上	75.9 (78.9) %	
(7)	医療データ分析に基づく地域の 医療提供体制への働きかけ	①他の被用者保険者との連携を含めた、 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100 %	92.3 %	90.0 %	79.5 %	
		②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」 データベース」などを活用した効果的な意見発信	実施	なし	全支部で 実施	25 支部	

# 令和2年度 KPI設定項目一覧表（3. 組織体制関係）

3. 組織体制関係	事業計画		KPI設定項目	東京支部		（参考）協会全体	
				令和2年度 KPI	30年度末 実績	令和2年度 KPI	30年度末 実績
(5)	費用対効果を踏まえた コスト削減等		一般競争入札に占める一者応札案件の割合	未確定 %以下	19.4 %	20.0 %以下	26.8 %

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

分野	令和2年度	【参考】令和元年度
基本方針	<p>I. 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、加入者・事業主への働きかけ（予防・診断・治療・予後）を強化する。</li> <li>・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。</li> </ul> <p>II. 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の審査・支払事務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。</li> </ul> <p>III. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。</li> </ul>	<p>I. 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、加入者・事業主への働きかけ（予防・診断・治療・予後）を強化する。</li> <li>・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。</li> </ul> <p>II. 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の審査・支払事務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。</li> </ul> <p>III. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。</li> </ul> <p>IV. 大規模健康保険組合の解散による万全な受け入れ・業務処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模健康保険組合の解散による受け入れに伴い、業務量が増大することから、効率化を図るとともに、柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、円滑な移行を図る。</li> </ul>
1. 基盤的 保険者 機能	<p>①サービス水準の向上</p> <p>お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタ</p>	<p>※令和元年度は「1.⑦」に掲載</p>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

<p>関係</p>	<p>ンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>■KPI</p> <p>① サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする。</p>	
	<p>②業務処理体制の「山崩し方式」に向けた取組</p> <p>解散健康保険組合等による業務量の増大を踏まえ、業務処理の更なる平準化・効率化、OJT・ジョブローテーションによる処理能力の向上に取り組み、まずはグループ内の「山崩し方式」処理体制を目指す。</p>	<p>① 業務処理体制における「山崩し方式」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務処理体制をさらに盤石なものとし、解散健康保険組合の受け入れ等による業務量の増大にも対応できるよう、OJT・ジョブローテーションによる処理能力の向上・多能化に取り組み、より効率的な「山崩し方式」による処理体制を検討し推進する。具体的には、三つの各業務領域（現金給付、適用徴収、レセプト）内での柔軟な業務処理、OJTを確立し、各業務領域を超えた業務処理、人材育成は人事異動を伴うジョブローテーションにより実現する。</li> <li>めざすゴールは保険業務のプロフェッショナルの育成とする。</li> <li>* 「山崩し方式」・・・業務量の多寡や優先度に応じ、事務処理能力を勘案して管理者の的確な指示により、柔軟に業務処理する体制</li> </ul>
	<p>③現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を実施する。また、本部が提供する不正の疑いのある支給済みデータを活用するなど、重点的な審査を行う。</li> <li>・傷病手当金と老齢退職年金・障害厚生年金・労災休業補償との併給調整について、併給調整にかかる事務処理の手順書に基づき確実に実施する。</li> </ul>	<p>② 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については、本部が提供する不正の疑いのある支給済みデータを活用し重点的に審査を行う。</li> <li>・傷病手当金と老齢退職年金・障害厚生年金・労災休業補償との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、併給調整にかかる事務処理の手順書に基づき確実に実施する。</li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

<p>④効果的なレセプト点検の推進</p> <p>レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。具体的には、毎月のスケジュールに沿った計画的な点検と自動点検システムを有効に活用した点検を行うとともに、テンプレートの充実など、点検範囲の拡大に努める。</p> <p>■KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。</li> </ul>	<p>③ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。</li> <li>・具体的には、毎月のスケジュールに沿った計画的な点検と自動点検システムを有効に活用した点検を行うとともに、テンプレートの充実など、点検範囲の拡大に努める。</li> <li>・外注化の廃止、大規模健康保険組合の解散など、点検すべきレセプト件数が大幅に増加することが見込まれることから、より効率的な点検方法の検討を進める。</li> <li>・支部内および他支部の査定事例の共有を図り、点検範囲の拡大・平準化と点検員のスキル向上・平準化を目指す。</li> <li>・支払基金の査定率向上に向け、協議の積み重ねにより適正な査定要請及び審査基準の統一化を追求する。</li> </ul> <p>■KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。</p> <p>(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額</p>
<p>⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会する。</li> <li>・「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</li> <li>・柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</li> </ul>	<p>④ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会する。</li> <li>・「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</li> <li>・柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復審査委員会を活用して疑いのある施術者へ照会する。</li> <li>・柔道整復審査委員会に設置されている面接確認委員会を活用して、多部位頻回受診や部位ころがし等作為的な請求について適正化を推進する。</li> <li>・不正を強く疑われる案件を地方厚生局へ情報提供する。</li> </ul> <p>■KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復審査委員会を活用して疑いのある施術者へ照会する。</li> <li>・不正を強く疑われる案件を地方厚生局へ情報提供する。</li> </ul> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p>
<p>⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul>	<p>⑤ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。</li> </ul>
<p>⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・本部より提供される保険証未添付事業所データのうち、被保険者数が30名以上の事業所に対し、無資格受診に伴う返納金債権及び保険証回収のお願いを記載した通知文書を送付する。</li> <li>・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■KPI</p> <p>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前</p>	<p>⑥ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）回収率を対前年度以上とする</p>



令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

<p>年度以上とする。 ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。</p>	<p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>
<p>※令和2年度は「1.①」に掲載</p>	<p>⑦ サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を94.1%以上とする</p>
<p>⑧限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 ・都内の医科の全医療機関に依頼のうえ、窓口申請書の配置し利用促進を図る。 ■KPI ・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする。</p>	<p>⑧ 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする</p>
<p>⑨被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■KPI ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。</p>	<p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする</p>
<p>⑩オンライン資格確認の利用率向上 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認につ</p>	<p>⑩ オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認につ</p>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<p>ては、定期的に利用状況を確認し、その利用率の向上を図る。</p> <p>■KPI</p> <p>・ 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 50.0%以上とする。</p>	<p>いては、引き続き利用勧奨などを行い、利用率の向上を図る。</p> <p>■KPI： 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする</p>
	<p>①的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> <li>・ 具体的には、昨年度に引き続き、令和元年度決算及び事業報告並びに財政見通し等を記載した東京支部通信（仮称）を事業主及び地方自治体に発刊することにより、保険財政等に関する理解度の促進を図る</li> </ul>	<p>① 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> </ul>
<p>2. 戦略的 保険者 機能 関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 医療等の質や効率性の向上</li> <li>II 加入者の健康度を高めること</li> <li>III 医療費等の適正化</li> </ul>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 医療等の質や効率性の向上</li> <li>II 加入者の健康度を高めること</li> <li>III 医療費等の適正化</li> </ul>
	<p>①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p> <p>（事業所単位での健康・医療データの提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所と東京支部が健康課題を共有・連携し、従業員の健康増進に繋がられることを目的に作成した可視化ツール「健康企業レポート」</li> </ul>	<p>① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 〈I、II、III〉</p> <p>（個人単位での健康・医療データの提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部からのデータ提供状況を見極め、「慢性腎臓病（CKD）の重症化予防」対象者への受診勧奨事業については実施を検討していく。</li> </ul> <p>（事業所単位での健康・医療データの提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所と東京支部が健康課題を共有・連携し、従業員の健康増進に繋がられることを目的に作成した可視化ツール「健康企業レポート」</li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

<p>を従業員の健診受診者数が30名以上の事業所に提供する。</p>	<p>を従業員の健診受診者数が30名以上の事業所に提供する。</p>
<p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・外部有識者の専門的見地からの意見・助言に基づき、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、PDCAサイクルを回しながら適切に実施する。</li> </ul> <p>【上位目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全（虚血性心疾患）」「脳卒中（脳梗塞、脳出血、一過性脳虚血発作）」「腎不全（腎症4期以降）」の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。</li> </ul>	<p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・外部有識者とアドバイザー契約を結び、専門的見地からの意見・助言をもとに、PDCAサイクルを回しながら適切に実施する。</li> </ul> <p>【上位目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」「脳卒中」「腎不全（透析）」の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。</li> </ul>
<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の受診率向上に向け、外部委託等を活用し、事業所規模、新規加入既存加入等の対象者に合わせた効果的、効率的な受診勧奨を実施する。</li> <li>・事業者健診データの取得促進に向けて、協会管掌の健診を未受診の事業所に対し、事業所規模、業態別に効率的なデータ取得勧奨を実施する。</li> <li>・被扶養者の受診率向上に向け、集団健診を拡大実施するとともに、他県在住者に対するアプローチを推進する。</li> <li>・それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層</li> </ul>	<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者について、外部委託を活用し、事業所規模、新規既存別に効率的な受診勧奨を実施する。</li> <li>被扶養者について、集団健診実施地区を拡大するとともに他県在住者に対するアプローチを強化する。</li> <li>解散健保対策としては、移行事業所に対し協会の健診についての事前の周知を行ったうえ、別途31年度の健診パンフレット等を送付し協会の健診の定着化を図る。</li> <li>それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。</li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

の効果が得られるように工夫する。

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

- ①大規模事業所（対象者100名以上）への事業者健診結果データ提供勧奨 [外部委託]
- ②中規模事業所（対象者20名以上99名以下）への受診勧奨 [健診実施機関に委託]
- ③小規模事業所（対象者19名以下）への受診勧奨 [外部委託]
- ④新規適用事業所への健診案内及び電話勧奨 [外部委託]
- ⑤解散健保事業所への健診案内 [外部委託]
- ⑥情報提供サービスの利用促進（広報）

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

- ①集団健診の実施（対象地域を拡大）
- ②他県在住被扶養者への集団健診案内（他支部協働） [外部委託]
- ③新規加入被扶養者への受診券発送 [外部委託]
- ④集団健診未実施地域へのチラシによる勧奨（他県在住者含む） [外部委託]

【健診数値目標】

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：2,117,732人）
  - ・生活習慣病予防健診：受診率 49.0%  
（受診見込者数：1,037,689人）
  - ・事業者健診データ：取得率 3.6%（取得見込者数：76,238人）
- 被扶養者（受診対象者数：499,635人）
  - ・特定健康診査：受診率 23.8%（受診見込者数：118,913人）

【健診数値目標】

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：1,856,422人）
  - ・生活習慣病予防健診 受診率 47.7%  
（受診見込者数：885,513人）
  - ・事業者健診データ 取得率 3.6%（取得見込者数：66,831人）
- 被扶養者（受診対象者数：487,364人）
  - ・特定健康診査 受診率 21.5%（受診見込者数：104,783人）

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

<p>■ KPI</p> <p>① 生活習慣病予防健診受診率を49.0%以上とする。</p> <p>② 事業者健診データ取得率を3.6%以上とする。</p> <p>③ 被扶養者の特定健診受診率を23.8%以上とする。</p>	<p>■ KPI：①生活習慣病予防健診受診率を47.7%以上とする</p> <p>②事業者健診データ取得率を3.6%以上とする</p> <p>③被扶養者の特定健診受診率を21.5%以上とする</p>
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>&lt;被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部委託を活用した事業所への電話勧奨を実施し、協会保健師等による実施者の拡大を図る。</li> <li>・ 健診機関による健診受診当日の実施（一括・分割）の推進および進捗管理の徹底。</li> <li>・ 外部専門機関を活用し、ICTの活用や実施方法の工夫を図り、実施者数の拡大を図る。</li> <li>・ 健診結果への案内冊子同封等により周知拡大を図り、実施率向上につなげる。</li> </ul> <p>&lt;被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団健診の機会を活用した特定保健指導を推進し、実施者数の拡大を図る。</li> </ul> <p>【特定保健指導数値目標】</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数：223,899人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導：実施率15.0%（実施見込者数：33,585人）</li> </ul>	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応。外部委託を活用しながら特定保健指導の実施増を図る。</p> <p>&lt;被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所への電話勧奨を委託し、協会保健師等による実施者の拡大を図る。</li> <li>② 健診機関による健診受診当日の実施（一括・分割）推進を引き続き働きかける。</li> <li>③ 健診機関以外の専門機関に外部委託し、集団特定保健指導やICT等の活用による実施方法の工夫を図り、実施者数の拡大を図る。</li> <li>④ 特定保健指導の案内冊子を作成し、健診機関での配布を依頼する等により周知を図ることで、実施率向上につなげる。</li> </ol> <p>&lt;被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会場型の集団特定保健指導の機会を設け、実施者数の拡大を図る。</li> </ol> <p>【特定保健指導数値目標】</p> <p>○被保険者（受診対象者数：192,373人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率15.0%（実施見込者数：28,856人）</li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<p>(内訳) 協会保健師実施分 : 2.7% (実施見込者数 : 6,100 人)                  アウトソーシング分 (健診機関) : 4.5% (実施見込者数 : 10,000 人)                  アウトソーシング分 (初回からの委託) : 7.8% (実施見込者数 : 17,485 人)</p> <p>○被扶養者 (特定保健指導対象者数 : 9,011 人)                  ・ 特定保健指導 : 実施率 6.0% (実施見込者数 : 541 人)</p> <p>■KPI                  ・ 特定保健指導の実施率を 14.6%以上とする。</p>	<p>(内訳) 協会保健師実施分 3.2% (実施見込者数 : 6,100 人)                  アウトソーシング分 (健診機関) 3.4 %                  (実施見込者数 : 6,600 人)                  アウトソーシング分 (初回からの委託) 8.4 %                  (実施見込者数 : 16,156 人)</p> <p>○被扶養者 (受診対象者数 : 9,011人)                  ・ 特定保健指導 実施率 6.0 % (実施見込者数 : 540人)</p> <p>■KPI : 特定保健指導の実施率を14.6%以上とする</p>
	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診受診後の未治療者に対する医療機関受診勧奨を実施する。</li> <li>・ CKD (慢性腎臓病) 未治療者に対する医療機関受診勧奨を実施する。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防としてかかりつけ医と連携した保健指導を実施する。</li> <li>・ 過去実施データの追跡による効果的な実施方法を検討する。</li> </ul> <p>【受診勧奨後3か月以内に医療機関を実施した者の割合】                  12.9%以上</p> <p>【未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定者数】                  11,352 人</p> <p>■KPI                  ・ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする。</p>	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未治療者に対する重症化予防を推進するため外部委託により案内通知 (3パターン)、専用封筒を作成し、医療機関受診勧奨を函る。引き続き本部による一次勧奨後、間を開けずに (1か月後) 二次勧奨を実施し、受診者の拡大を図る。</li> <li>・ 糖尿病性腎症についても重症化を予防する観点から、外部委託により対象者を抽出したのち、かかりつけ医との連携等による保健指導は専門業者を活用して実施する。</li> </ul> <p>【受診勧奨後3か月以内に医療機関を実施した者の割合】                  12.0%以上</p> <p>【未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定者数】                  7,576 人</p> <p>■KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする</p>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と東京支部とが協力・連携のもと、継続性のある健康づくりの啓発などフォローアップを行い、従業員の健康づくりの推進をしていく。</li> <li>・健康宣言事業所数および健康優良企業の事業所数(金・銀の認定)の拡大を図り、健康経営の更なる普及推進を図る。(令和2年度末までに宣言事業所数1,200件を目標とする。)</li> </ul> <p>&lt;健康経営推進に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康企業宣言事業所数の新規拡大および宣言事業所・認定事業所の個々の健康課題に応じたフォローアップを拡充していくことで、健康経営のさらなる普及・推進を図っていく。</li> <li>・事業所の健康課題を「健康企業レポート」を通して共有化を図り、連携を取りながらコラボヘルスを促進していく。</li> </ul>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と東京支部とが協力・連携のもと、継続性のある健康づくりの啓発などフォローアップを行い、従業員の健康づくりの推進をしていく。</li> <li>・健康宣言事業所数および健康優良企業の事業所数(金・銀の認定)の拡大を図り、健康経営の更なる普及推進を図る。(31年度末までに宣言事業所数1,000件を目標とする。)</li> </ul> <p>&lt;健康経営推進に向けた施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健康企業レポートを活用した事業所へのフォローアップ</li> <li>② 外部委託による健康ミニセミナー(出張講座)の拡充</li> <li>③ 健康企業宣言事業所向けの定期情報紙・DVDの提供</li> <li>④ 健康経営普及セミナーの開催</li> </ol>
	<p>③ 広報活動を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の受診率向上に寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画で引き続き受診啓発を行う。</li> <li>・特定保健指導のツールとして料理動画を制作し、YouTube配信やホームページでの掲出を実施する。</li> <li>・東京支部をより身近に感じていただくため、昨年度に引き続き、平成31年度決算及び事業報告並びに令和元年度事業方針等を記載した東京支部通信(仮称)を事業主及び地方自治体に発刊する。</li> <li>・保険者協議会ホームページを介した情報発信を強化する等、広報ツール(情報発信力)の拡充を図る。</li> <li>・支部ホームページや健康サポートサイトの認知度を向上させるため、毎年全事業所へ発送する「健診受診の手引き」にホーム</li> </ul>	<p>③ 広報活動を通じた加入者等の理解促進 &lt;Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者理解率を踏まえ、内容や対象に応じた適切な媒体、方法で広報を実施する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 健診の受診率向上に寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画で引き続き受診啓発を行う。</li> <li>ii) 特定保健指導のツールとして料理動画を制作し、特定保健指導の実施率向上・中断率の減少を目的とした広報を実施する。</li> <li>iii) 東京支部をより身近に感じていただくため、平成30年度決算及び事業報告並びに平成31年度事業方針等を記載した東京支部通信(仮称)を事業主及び地方自治体に発刊する。</li> <li>iv) その他、紙媒体で実施する広報は、情報量が過多にならないよう支部ホームページに誘導するなどの工夫を行う。</li> </ol> </li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<p>ページのご案内を掲載する等、事業部署と連携した取組みを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を実施する。また、定期的な情報提供について検討するとともに、健康保険委員委嘱拡大に向けた勧奨を実施する。</li> </ul> <p>■KPI</p> <p>①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。</p> <p>②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を30.0%以上とする</p>	<p>■KPI: 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p>
	<p>※「2.③」に集約。</p>	<p>④ 健康保険委員活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。</li> </ul> <p>■KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を30.0%以上とする</p>
	<p>④ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。</li> <li>患者側だけではなく、医療供給側への働き掛けを強化するため、保険薬局・医療機関に対し、「保険薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用し働きかけを行う。また、東京都が実施する「後発医薬品に関する実態調査」から、ジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を把握するとともに、今後の施策に反映させる。</li> <li>東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック（後発）医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・医療機関がジェ</li> </ul>	<p>⑤ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部が作成する新たな指標を追加した「ジェネリックカルテ」を活用し、東京支部のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。</li> <li>患者側だけではなく、医療供給側への働き掛けを強化するため、薬局・医療機関に対し、「医療機関・調剤薬局向け見える化ツール」を定期的に送付するとともに、アンケートを実施するなど、医療供給側からジェネリック医薬品使用促進の阻害要因などをヒアリングし、今後の施策に反映させ、訪問などにつなげる。</li> <li>医療供給側へのアプローチを効果的に行うため、国や東京都担</li> </ul>



令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<p>ネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療供給側への効果的なアプローチ、関係機関も含めた「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取り組みを推進していくため、「保険者協議会」及び「後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。</li> </ul> <p>■KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を79.3%以上とする。</li> </ul>	<p>当部局、関係機関等への働き掛けを強化する。具体的には、「後発医薬品推進協議会」（平成31年度設置予定）などにおいて働き掛けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保険者協議会」などの場で、「医療機関・調剤薬局向け見える化ツール」の説明をするなど、関係機関への働き掛けを円滑にするための環境整備を行う。</li> </ul> <p>■KPI：協会けんぽ東京支部のジェネリック医薬品使用割合を77.6%以上とする</p>
	<p>⑤インセンティブ制度の周知・理解促進</p> <p>納入告知書や東京支部通信（仮称）等の広報媒体を通じ、令和元年度におけるインセンティブ評価指標の現状と課題やその課題を踏まえた協会の取組みを明確に情報発信し、同制度の理解を基盤とした加入者の参画を促進する。</p>	<p>⑥ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の実施結果を踏まえ、加入者・事業主に対し、評価指標向上のために必要なことなどの周知広報を行う。また、制度自体の理解を得られるよう、引き続き周知広報を行う。</li> </ul>
	<p>⑥パイロット事業の提案</p> <p>支部の課題を踏まえ、独自性を活かしたパイロット事業の提案をする。</p>	<p>⑦ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部独自事業として「大腸がん検診の要精検者への受診勧奨」を試行し、効果が得られた場合は全国展開を本部に提言する。</li> </ul>
	<p>⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <p>地域の実情に応じた医療提供体制等に係る意見発信を行うために必要な体制を確保するため、東京都等にリーダーシップ発揮を要請する。</p> <p>ii) 医療費データ等の分析</p> <p>地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</p>	<p>⑧ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉</p> <p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた医療提供体制等に係る意見発信を行うために必要な体制を確保するため、東京都等にリーダーシップ発揮を要請する。</li> </ul> <p>ii) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地</li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</li> <li>・他の被用者保険者として連携して、保険者協議会を通じた意見発信を強化する。</li> <li>・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の増加要因等について各種広報媒体を通じ、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> </ul> <p>■KPI</p> <p>①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする。</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p>	<p>域差の要因分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。</li> </ul> <p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</li> <li>・他の被用者保険者として連携して、保険者協議会を通じた意見発信を行う。</li> <li>・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> <li>・新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 及び今後策定される予定の社会保障制度改革の「工程表」について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。</li> </ul> <p>■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する</p>
<p>3. 組織 運営 体制 関係</p>	<p>①OJTを中心とした人材育成</p> <p>東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、業務の「山崩し方式」の習熟度向上を目指し、健康企業レポートを活用した事業所訪問などの業務を通じた職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（Off-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・ス</p>	<p>① OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の「山崩し方式」、事業所訪問など業務を通じた職場における人材育成（OJT）、また集合研修・自己啓発（Off-JT）により、自ら意識・行動を変え役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図り、保険と保健のプロフェッショナルの育成を進める。</li> </ul>

令和2年度 事業計画（東京支部）（案）

	<p>キル等の習得を図っていく。</p> <p>②費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。公告期間や履行期間に十分な期間を設けることとし、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得して入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施する。</li> <li>・適正な履行期間が確保されるよう業者への発注時期や納期の設定に配慮し、また、見積書等の契約に関する書類を求める場合には余裕のある提出期限を設けるようにし、業者への負担を少なくすることで、調達コストの削減を図る。</li> </ul> <p>■KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</li> <li>・前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。</li> </ul> <p>③コンプライアンスの徹底</p> <p>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p> <p>④リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。</li> <li>・特に、情報セキュリティ対策については、支部職員の危機管理能力の向上のため本部より示されている教育実施計画に基づき研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。</li> </ul>	<p>② 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。</li> </ul> <p>■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23.0%以下とする</p> <p>③コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> </ul> <p>④ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。</li> <li>加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。</li> </ul>
--	--	---